

平成30年 3月30日

取引業者 各位

学校法人君が淵学園
崇城大学
理事長・学長 中山峰男
(公印省略)

崇城大学への物品等納品に係る検収体制について (お願い)

平素は本学の教育研究活動に関わる物品・役務等の調達にご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態を受け、文部科学省は2014年2月18日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)を改正し、特に検収業務においては、実行性のある明確なルールを定めた上で運用することを要請しました。

また、大学経費(研究費)については、国税(公的研究費、経常費補助金)や学生生徒納付金はその原資であり、今まで以上に透明性のある、適切な執行が求められ、研究機関にもその対応や管理が厳しく求められています。

したがって、本学では、2016年4月1日より、従来の「取得した全ての備品その他」に加え、「業者への外注、業務委託、機器類の修理・保守・点検等の特殊な役務に関するもの」についても、取得した全ての物品等を事務局による検収の対象としています。

つきましては、2018年4月より、新たな検収制度を運用することとなりましたのでお知らせします。

なお、物品等の納入においては、別添「検収マニュアル」に基づいて、必ず検収を受けていただくようよろしくお願いいたします。

各位におかれましては、以上の状況をご理解のうえ、検収業務の実施にご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 2018年度版検収マニュアル(別添資料)

研究費による調達物品等・特殊な役務に関する検収 ※必ずご参照ください

①納品方法

- ・伝票(見積書、納品書、請求書等)の宛先について
- ・学内への入出構について
- ・納品台帳の記載について

②検収方法

③検収場所

2. 学内駐車についてのお願い（別添資料）

3. 適用開始

平成30年4月3日より適用するものとします。

4. 本件に関する照会先

崇城大学 庶務課 検収係

〒860-0082 熊本市西区池田4丁目2番1号

TEL/FAX：096-326-3563

e-mail：kenshu@ofc.sojo-u.ac.jp

以 上